

広島県後期高齢者医療広域連合職員の自家用車の公務使用に関する
規程

平成19年2月1日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員が所有（正当な使用权を有する場合を含む。）する自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下「自家用車」という。）を公務に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(自家用車の公務使用の承認)

第2条 広域連合事務局長（以下「事務局長」という。）は、この規程に定めるところにより、職員の申請に基づき、当該職員の自家用車の公務への使用（以下「自家用車の公務使用」という。）を承認することができる。

2 職員は、前項の規定に基づく事務局長の承認を受けることなく、自家用車の公務使用をしてはならない。

(承認の条件)

第3条 事務局長は、次の各号すべてに該当する場合に限り、自家用車の公務使用を承認することができる。

- (1) 県内を用務地とする旅行で、自家用車の公務使用によらなければ公務の円滑な遂行が困難であること。
- (2) 自家用車に、対人について無制限、対物について500万円以上の任意保険（共済）契約が締結されていること。
- (3) 自家用車の整備状況又は当該職員の健康状態等が、良好であること。
- (4) 次の条件を職員が承諾していること。

ア 交通事故が発生した場合には、自動車損害賠償責任保険（共済）及び任意保険（共済）の保険金（共済金）を損害賠償のために充てること。

イ 当該職員自らが運転すること。

(旅費等の取扱)

第4条 広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第14号。以下「条例」という。）第15条第1項に規定する任命権者の定める額は、路程（航送区間を除く。）1キロメートルにつき35円とする。

2 自家用車を公務に使用して旅行した職員及び同乗者の旅行雑費は、条例別表第1の公用の交通機関を利用した場合の旅行雑費の額とする。ただし、「行

程」を「路程」と読み替えて算定する。

- 3 同乗者には、必要となる船賃を支給する。
- 4 航送料及び有料橋の通行料は、広域連合が負担する。

(事故の対応)

第5条 自家用車の公務使用の承認を得た職員が、当該公務使用中、事故により第三者に対して損害を与えたときは、当該自家用車について加入している自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による責任保険(責任共済を含む。)及び自動車保険(自動車共済を含む。)により、損害賠償を行うこととする。ただし、これにより対応できないときは、広域連合が賠償する。

- 2 前項ただし書きの場合において、職員に故意又は重大な過失があったときには、広域連合は当該事故において賠償した額について当該職員に対し求償するものとする。
- 3 自家用車の公務使用の承認を得た職員が、当該公務使用中、事故により災害を負った場合の補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に定めるところによる。
- 4 自家用車の公務使用中に、事故により当該自家用車を滅失又は毀損した場合は、広域連合は負担しない。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第2号)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県後期高齢者医療広域連合職員の自家用車の公務使用に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。